

規制の事前評価書

政策の名称	確定拠出年金の運用方法の提示に係る上限規制の設定	担当部局名	年金局企業年金国民年金基金課	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 内山博之	評価実施時期	平成27年4月
法令案等の名称・関連条項	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案第23条第1項						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 ○運営管理機関が企業年金加入者に対して提示する運用方法(＝運用商品)の数については、少なくとも3つ以上選定し、提示しなければならないこととされている一方、その上限については、現状において特段の規制は設けられておらず、年々増えていく傾向(平均提供数は、2007年度：15.1本、2010年度：16本、2013年度：17.4本)にある。 ○提示する運用方法の数が多すぎると、加入者の選択行動が制限されてしまう(＝逆に選べなくなってしまう)という問題がある。</p> <p>【規制の目的・内容】 ○提示する運用方法について、政令により一定の上限を設けることとし、運営管理機関に商品の厳選を促すことにより 　・加入者が運用商品の選択を行いやすく 　・商品間での競争を促進し、より加入者の利益に資する商品が残る 　環境を整備し、国民の老後所得の充実に資する。</p> <p>【規制の必要性】 ○ 今般、社会保障審議会企業年金部会において、選択できる商品数が多すぎると加入者の選択行動が制限されてしまう(＝逆に選べなくなってしまう)という行動経済学の知見を踏まえ、DCの運用方法については一定の上限規制を設ける必要があることとされた。 ○ このため、運用方法の提示に係る規制について、現行の規制に加えて「政令で定める数以下」とする規定を追加する必要がある。</p>						
想定される代替案	運営管理機関が提示する運用方法についての上限は設けず、運用方法の定期的な見直しを義務付けることとする。						
規制の費用	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	運営管理機関において、提示する運用方法を精査するという費用が発生する。						運営管理機関において、提示する運用方法を義務として定期的に見直し費用が発生する。
2 行政費用	行政費用は発生しないものと考えられる。						国において、運営管理機関が見直しを行っていることについて監督する行政費用が発生する。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。						その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
規制の便益	便益の要素						代替案の場合
	加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保に資する。						加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保に資する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案と代替案のいずれにおいても資産管理機関に商品の厳選を促すという目的は同じであるが、 ・便益の点では、改正案であれば、商品提供数それ自体を制限するので、運営管理機関が上限数の中で商品ラインナップの見直しを図るが、代替案であれば、あくまで見直しそれ自体を義務づけるものであり、見直しの基準を明確に示すことが困難である以上、実質的に商品ラインナップの見直しが行われているかどうかは不透明であること ・費用の点では、改正案であれば、運営管理機関が提示する運用方法を精査する費用が発生するのみであるが、代替案であれば、運営管理機関において生ずる費用に加え、運営管理機関が商品の提供を見直したということを行政が監督するが生じ、行政費用が追加的に発生することから、改正案の方が代替案よりも適切であると考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	<p>「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(2015年1月16日)において、以下の通り報告されている。 ②運用商品提供数の見直し促進 ○DCの運用商品提供数については、加入者が選択しやすいよう厳選すべきという研究があるところである。このため、運用商品提供数については、一定の範囲内に抑制するような措置を検討してもよいと考えられる。ただし、一定の範囲を設定するに際しては、現在の提供数(平均18本)や加入者の嗜好を阻害しないこと等の観点を踏まえつつ、実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案して設定する必要があることに留意すべきである。 ※ 部会において例示された商品提供数10本以内では少なすぎという意見があった。 ○ なお、運用商品提供数のあり方については、そもそも一定の範囲内に抑制するようなことを定めるべきではなく、これまでどおり労使の判断に委ねるべきであるという意見や、中小企業向けの簡易型DC制度においては、商品数の下限は不要ではないか、とする意見があった。 ○ また、運用提供商品数を厳選し商品数を一定の範囲内に抑えるだけでなく、加入者にメリットのある商品を提供しやすくするためには、より実効性のある商品除外規定の整備が必要である。現行の商品選択者全員の同意を得る必要がある規定については、事実上商品除外は極めて困難な規定であることから、これまでの商品除外規定に係る議論を踏まえつつ、より実効性のある商品除外規定の内容を措置するべきである。その際には、除外される商品を選択している加入者等の保護を図るため、経過期間の設定や商品除外する場合のデフォルト商品設定の義務付け、周知の徹底なども併せて措置すべきである。</p>						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。						